

令和元年 10 月 31 日

株式会社レオパレス 2 1

代表取締役社長 宮尾 文也 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課
課長 長谷川 貴彦

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不
適合への今後の対応について(追加指示)

貴社の共同住宅に係る調査状況を踏まえ、平成 31 年 2 月 7 日付け国住指第 3735 号及
び令和元年 5 月 29 日付けの指示内容に加え、下記の通り指示する。

記

- 1 調査については、引き続き、関係者への説明を丁寧に行い、調査完了に向けた取
組を継続すること。
- 2 明らかな不備のある物件の建築基準法令への不適合の解消に向け、遅くとも令和
2 年 1 2 月中、できるだけ早期に改修を完了させること。
- 3 その他の軽微な不備のみの物件についても、入居者等の意向を十分踏まえながら
関係者との協議等を並行して進め、できるだけ早期の改修完了を図りつつ、今後
の改修計画を作成し、遅くとも令和 2 年 6 月中、できるだけ早期に報告すること。
- 4 引き続き、外部の建築士・職人のより一層の活用等による更なる改修工事の速や
かな完了に向けた体制の充実をすすめるとともに、調査及び改修工事の進捗状況
について、定期的に報告し、公表すること。